

○パブリックコメントに寄せられたご意見への対応について（多摩市女と男がともに生きる行動計画）

実施時期：平成28年2月5日（金）～19日（金）

提出件数：7件（内訳：インターネット手続き1件、FAX5件、意見投函箱1件）

延べ意見数：15件

※多摩市女と男がともに生きる行動計画を「行動計画」と略して記載します。

※多摩市女と男の平等参画を推進する条例を「条例」と略して記載します。

No.	項目		ページ数	見出し	主なご意見（要約）	ご意見への対応	お住まいの地域
1	全体		—	行動計画の名称について	行動計画の名称に大変インパクトを感じました。日本語として「男女」という言葉が固定している中で「女と男の」という言いまわしは大変新鮮かつ胸のすくものがあります。	「男女」という言葉の並びからも、「男性が先、女性が後」という固定的な意識があると考えられます。行動計画の名称は、そのような固定的な意識を持たないという意味も込めて、「多摩市女と男が…」という名称にしています。	落合
2	中間見直しにあたって		P3	条例と行動計画の関連性について	条例第9条には、市が行動計画を定めることが位置づけられていることから、条例と行動計画の関連性について明記すべきではないか。	中間見直し（素案）の19頁にある「計画の性格」にいただいたご意見を反映します。	落合
3	計画の基本的な考え方		P21	「④計画の中間見直しにあたっての重点課題」の表現について	女性活躍推進法と多摩市の条例の書き順を変えた方がいいと思います。	中間見直し（素案）の21頁にある書き順について、いただいたご意見を反映します。	落合
4	計画の枠組み		P26	女性のエンパワメントについて	女性活躍推進法などの主旨を踏まえ、行動計画の体系に「女性のエンパワメント」を入れるべきではないか。	「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査報告書2015」では、TAMA女性センターへの要望として、「女性の職業能力開発・就業・起業などを支援すること」が最も多くなったことを受け、中間見直し（素案）では、「女性のエンパワメント」を基本目標4に位置づけました。「女性のエンパワメント」は様々な場面で重要と認識しており、全ての基本目標の中で女性のエンパワメントの推進への取組みを各事業レベルで位置づけています。	落合
5	基本目標3	課題1	P26 P47	女性のエンパワメントについて	現行動計画では、基本目標3「女性の人権尊重と人権擁護のしくみづくり」の施策として「女性のエンパワメント」の記載があったが、中間見直し（素案）には基本目標4に事業として記載されている。女性のエンパワメントについては、事業としてではなく、施策としていまだに必要なのではないのでしょうか。		関戸
6	計画の枠組み		P27	施策「TAMA女性センターの充実」について	「TAMA女性センターの運営」について体系図の中で強調されたことを評価します。	多摩市における女性問題の解決・男女平等参画を推進する拠点施設として、「TAMA女性センター」の周知や充実を図り、今後も男女平等・男女共同参画の推進に取り組みます。	落合
7	基本目標6	課題1	P73 P74	TAMA女性センターの運営充実について	課題1「TAMA女性センターの運営」にある、施策（1）TAMA女性センターの充実、施策（2）TAMA女性センターにおける市民参画、市民協働による推進における事業を着実に進めていただきたい。		豊ヶ丘
8	基本目標1	課題1 施策（2）、 （3）	P35	目標管理事業について	「施策（3）男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくり」にある事業No.5「男女平等参画社会の視点に立った災害対策」を目標管理事業としていただきたい。	目標管理事業は、課題ごとに注視すべき取り組みを1つ抽出する形で位置づけています。施策（3）は条例にも規定され、既に「多摩市地域防災計画」に反映されています。今回は目標管理事業としていませんが、市民の関心も高く、とりわけ重要な施策であると認識しています。	落合
9	基本目標2	課題2 施策（1）	P41	男女混合名簿の表記について	今回の行動計画の見直しにあたって、現行動計画の事業No.18にあった「男女混合名簿」の表記が抜けている。その理由が判然としない。再考を望むものである。	学校には様々な名簿があり、男女混合か男女別にするかは、それぞれの使用目的や活用場面によって異なります。出席簿については、教育委員会が様式を定めていますが、それをどのように用いるかは、各学校の実態や児童・生徒の発達段階を総合的に考慮し校長が判断します。校長の判断を尊重しつつ、使用目的や活用場面に応じて、男女混合や男女別の名簿が選択され、効果的に活用されるよう、教育委員会と連携して各学校への指導等を行っていきます。	落合
10					条例の特徴的な内容である性的指向・性自認を理由とする差別や偏見の解消を目指すうえで、「男女混合名簿」の表記が省かれていることは不可解です。		落合
11					施策（1）で「男女混合名簿」を表記し、重点課題として取り組んでいただきたい。		豊ヶ丘
12	基本目標2	課題2	P41	学校教育における男女平等参画の推進について	課題2「『男だから、女だから』でない多様な可能性を開く教育と学習の推進」で、学校への取組みが少ないと思います。	現行動計画における事業No.15「性別役割を超えた可能性に導く教育、進路指導の推進」と事業No.18「固定的な性別意識を変えていく教育環境の整備」について、中間見直し（素案）では事業No.17「固定的な性別役割分担意識にとらわれることのない教育活動の充実」として整理しました。学校教育における取組みは男女平等参画社会の実現のために重要な取組みであると認識しており、今後も教育委員会と連携して事業を推進していきます。	貝取
13	基本目標2	課題2 施策（2）	P42	生涯学習、家庭教育における推進について	生涯学習における男女平等・男女共同参画の推進は少々軽視されているのではないのでしょうか。	現行動計画における事業No.19「男女平等・男女共同参画の視点に配慮した生涯学習の促進」と事業No.20「男女平等・男女共同参画の視点に配慮した家庭教育の推進」について、中間見直し（素案）では事業No.18「男女平等・男女共同参画の視点に配慮した講座などの実施」とし、生涯学習と家庭教育の一体的な取組みとして整理しました。指標となる事業数としては減っておりますが、重要な施策であると認識しており、今後も事業を推進していきます。	落合
14	基本目標3	課題3 施策（1）	P52	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて	条例第16条では「性と生殖に関わる権利と健康」とし、「権利」が先にあることが書かれています。行動計画の表記を条例の表記に合わせた表現としてはどうでしょうか。	条例の表記に合わせます。	関戸
15	基本目標4	—	P54	基本目標4の説明について	基本目標4の文章の中で固定的な性別役割分担意識の説明がありますが、表現が少し弱くないのでしょうか。	固定的な性別役割分担意識については、「男女平等・男女共同参画に関する多摩市民意識及び実態調査報告書2015」の結果からも個人ごとの意識に大きな違いがあります。固定的な性別役割分担意識の表現についても、様々なご意見があることを承知しています。固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組みは重要であると認識しており、今後も幅広い方々への啓発に向けた取組みを推進していきます。	関戸